保護者・地域の皆様へ

さいたま市教育委員会 教育長 さいたま市立浦和別所小学校長

学校における電話対応について(お願い)

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、本市においても教員が今まで以上に子どもたちと向き合う時間や授業の準備等を行う時間を確保するため、令和元年11月から全ての市立学校の電話対応を勤務時間内に行うこととしてまいりました。

今年度につきましても、下記のとおり実施いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校への電話について

勤務時間(8時20分~16時50分)内にお願いいたします。

2 勤務時間外の連絡について

授業日(土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。)の勤務時間外に、学校と連絡を 取りたい場合は、御手数ですが、以下の窓口へご連絡ください。

さいたま市教育委員会事務局学校教育部教職員人事課管理係(電話048-829-1654)(19 時まで)

- ※ 子どもの安全に関わる事件、事故等で緊急の対応が必要な場合は、公的関係機関(警察(110番)、消防(119番)) へご連絡ください。夜間、休日の子どもの安全に係る事件、 事故等について、公的関係機関が学校と情報共有が必要であると判断した場合は、公的 関係機関と学校又は教育委員会が連携して対応いたします。
- ※ 子ども・子育てに関する相談については、裏面の相談先も併せてご利用ください。

3 学校における働き方改革の推進について

本市の取組を以下の市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。 なお、学校における電話対応などご意見がございましたら、市ホームページの「学校における働き方改革の推進」内の「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

【お問い合わせフォームの掲載場所】

トップページ >子育て・教育> 教育 > 教育委員会 >

さいたま市教育委員会の主な事業 > 学校における働き方改革の推進 内

子ども・子育てに関する相談先の御案内

第一字校の「またからでは、		「月 てに関りる作	
### (相談先・内容	時間	電話番号・FAX番号等
東京	中学校区内の児童生徒及び保護者を対象に教育相談を行い	相談室」によって異な	
□時間かつでも、子どもに関する相談企伙(学校生活や文 24時間	児童生徒、保護者等の学校生活にかかわる不安や悩みなど をお受けします。また、学校へ登校することが困難な児童	9:00~17:00	☎048-661-0050 FAX:048-653-4729 堀崎教育相談室・教育支援センター「ステップ」(見沼区堀崎町48-1) ☎048-688-1414 FAX:048-688-1464 かいばれっと教育相談室・教育支援センター「あおぞら」(浦和区上木崎 4-4-10) ☎048-711-5433 FAX:048-711-5672 岸町教育相談室・教育支援センター「はぐくみ」(浦和区岸町6-13-15) ☎048-838-8686 FAX:048-866-4353 景國教育相談室・教育支援センター「かけはし」(緑区美園4-19-1) ☎048-711-7215 FAX:048-711-7915 岩槻教育相談室・教育支援センター「たいよう」(岩槻区本町3-2-5)
特別支援教育相談センター 特別支援教育相談センター 特別支援教育相談センター 表示を全対の総定では、発生やの経過者を対象として、発生や特別支援教育相談をでいる。	さいたま市24時間子どもSOS窓口		
海の産性区が市が学校に在学している児童生態の保護者として、発達や特別な教育的支援に関する相談を行います。 こころの健康に関する相談を行います。		24時間	13 0120-0-78310
	市内在住及び市立学校に在学している児童生徒の保護者を 対象として、発達や特別な教育的支援に関する相談を行い ます。	9:00~17:00	☎048-810-5030 FAX:048-874-8522 特別支援教育相談センター ひまわり
子どもに関するあらゆる相談について電話や窓口でお話を	子どものこころの健康に関する相談を行います。	9:00~17:00	☎048-762-8538 FAX:048-711-8907
2008-829-7064	子どもに関するあらゆる相談について電話や窓口でお話を うかがいます。 【対象】おおむね15歳までのお子さんとその保護者または	9:00~18:30 土・日・祝日 9:00~16:30	
大変 庭児 童相談	学校、仕事、生活上の悩みや困りごとの相談について電話 や窓口でうかがいます。	(水曜日・年末年始を除	13 048-829-7064
お歌 お歌 お歌 お歌 お歌 お歌 お歌 お歌	子どものしつけや性格、生活習慣、言語、学校生活、非行	9:00~17:00 (祝休日・年末年始を	北区家庭児童相談室 大宫区家庭児童相談室 見沼区家庭児童相談室 見沼区家庭児童相談室 中央区家庭児童相談室 市央区家庭児童相談室 市和区家庭児童相談室 市区家庭児童相談室 海区家庭児童相談室 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
18歳未満の子どもの養育、しつけ、発達の遅れ、非行、虐 月~金曜日 8:30~18:00 (根休日・年末年始を除く) (根休日・年末年始を除く) (根休日・年末年始を除く) (田蔵所) (根休日・年末年始を除く) (田蔵所) (日蔵 日本) (日本) (日本)	【児童相談所】児童相談		北如旧本和歌軍
いじめで悩む児童生徒および保護者が、安心して相談できる電話相談窓口を設置しています。 9:00~18:00 (祝休日・年末年始を除く) 【児童相談所】 2 4時間虐待通告電話 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、夜間・休日を問わずいつでも児童虐待通告に応じられるよう、24時間虐待通告電話を設置しています。 24時間 「埼玉県】子どもスマイルネット いじめや体罰、子育てなど子ども(原則18歳未満)に関するあらゆる相談に電話で応じます。面接相談(子どもの権利侵害に限る)もお受けします(予約制)。	待等、あらゆる問題について、相談に応じます。(相談の 結果、ご自身でのお子さんの養育が困難な場合等は、児童	8:30~18:00	☎048-711-3917 FAX:048-711-8904 南部児童相談所
いじめで悩む児童生徒および保護者が、安心して相談できる電話相談窓口を設置しています。 9:00~18:00 (祝休日・年末年始を除く) 【児童相談所】 2 4時間虐待通告電話 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、夜間・休日を問わずいつでも児童虐待通告に応じられるよう、24時間虐待通告電話を設置しています。 24時間 「埼玉県】子どもスマイルネット いじめや体罰、子育てなど子ども(原則18歳未満)に関するあらゆる相談に電話で応じます。面接相談(子どもの権利侵害に限る)もお受けします(予約制)。	【児童相談所】児童いじめ相談	日本人理口	
児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、夜間・休日を問わずいつでも児童虐待通告に応じられるよう、24時間虐待通告電話を設置しています。 【埼玉県】子どもスマイルネット いじめや体罰、子育てなど子ども(原則18歳未満)に関するあらゆる相談に電話で応じます。面接相談(子どもの権(祝休日・年末年始を除く)利侵害に限る)もお受けします(予約制)。 【法務局】子どもの人権110番 いじめ、体罰及び児童虐待などの子どもの人権に関する相 8:30~17:15	いじめで悩む児童生徒および保護者が、安心して相談でき	9:00~18:00	13 048-762-7926
問わずいつでも児童虐待通告に応じられるよう、24時間虐 待通告電話を設置しています。 【埼玉県】子どもスマイルネット いじめや体罰、子育てなど子ども(原則18歳未満)に関す るあらゆる相談に電話で応じます。面接相談(子どもの権 利侵害に限る)もお受けします(予約制)。 【法務局】子どもの人権110番 いじめ、体罰及び児童虐待などの子どもの人権に関する相 8:30~17:15 【第30~17:15	【児童相談所】24時間虐待通告電話		
いじめや体罰、子育てなど子ども(原則18歳未満)に関するあらゆる相談に電話で応じます。面接相談(子どもの権利侵害に限る)もお受けします(予約制)。 【法務局】子どもの人権110番 いじめ、体罰及び児童虐待などの子どもの人権に関する相 8:30~17:15 毎日 10:30~18:00 (祝休日・年末年始を除く) 2 0120-007-110 ※法務省では、インターネットでも人権相談受付(相談フォームに必要	問わずいつでも児童虐待通告に応じられるよう、24時間虐	24時間	3 048-711-6824
るあらゆる相談に電話で応じます。面接相談 (子どもの権 (祝休日・年末年始を除く) 利侵害に限る) もお受けします (予約制)。 【法務局】子どもの人権 1 1 0 番 月 ~金曜日 いじめ、体罰及び児童虐待などの子どもの人権に関する相 8:30~17:15 ※法務省では、インターネットでも人権相談受付(相談フォームに必要	【埼玉県】子どもスマイルネット		
いじめ、体罰及び児童虐待などの子どもの人権に関する相 8:30~17:15	るあらゆる相談に電話で応じます。面接相談(子どもの権	毎日 10:30~18:00 (祝休日・年末年始を除く)	13 048-822-7007
談に応じます。 (祝休日・年末年始を除く) 事項を記入) を受けております。	いじめ、体罰及び児童虐待などの子どもの人権に関する相	8:30~17:15	※法務省では、インターネットでも人権相談受付(相談フォームに必要